

Contents

1. 【会社法】会社法改正案
2. 【訴訟】在宅勤務下における訴訟の呼出状の送達について
3. 【契約・裁判例】ボイラープレート条項と口頭による契約条件の変更
4. 【訴訟】シンガポール国際商事裁判所における外国法人による本人訴訟

アンダーソン・毛利・友常法律事務所のシンガポールプラクティス・グループでは、シンガポールの法令規制等のアップデートを定期的に配信しております。皆様の今後の海外展開に関するご検討の一助となれば幸いです。

1. 【会社法】会社法改正案

1. はじめに

シンガポールの会計企業規制庁(Accounting and Corporate Regulatory Authority of Singapore(「ACRA」))は、シンガポール会社法に関し、2020年7月20日付け改正案(「本改正案」)¹を発表している。本改正案はいまだ法律として成立していないものの、近い将来会社法がどのように改正されるかにつき一定の示唆を与えるものと考えられる。本改正案の目的は、シンガポールにおいて事業活動を行うことをより容易にし、かつ市場の信頼を維持し、公共の利益を保護する点にある。本稿では、本改正案の重要な点につき解説する。

¹ 本改正案は2020年7月20日から同年8月17日までパブリックコメントに付されていた。

2. バーチャル会議²

(1) バーチャル会議

バーチャル会議は、ビデオ会議システム又は電話等の映像・通話サービスを通じて遠隔地間で行われる会議である。

(i) 取締役会

現在、シンガポール会社法は取締役会の開催方法について特段規定を置いていない。定款上、取締役会の開催方法に関する定めを置くことも可能であるが、多くの会社は公表されているモデル定款を原型に近い形で策定しており、モデル定款に沿って取締役会の開催方法に関する定めが置かれぬのが通常である。当職らの経験上、特に小規模な企業やスタートアップにおいては書面決議で取締役会が行われていることが多い。

本改正案には、会社法が取締役会をバーチャル会議で行うことにつき特段禁止していないことを明確化する条項を追加する提案が含まれている。現行の会社法のもとでもバーチャル会議で取締役会を行うことは可能であり、コロナ禍における移動制限のもと、取締役会をバーチャル会議で行うことが普及しつつあるなか、本条項の追加によりバーチャル会議で実施される取締役会の有効性が明確化されることになる。

(ii) 株主総会³

現行の会社法は、株主総会の開催方法について直接規定していない。しかし、会社法には株主等が一堂に会する物理的な株主総会の実施を想定した規定が存在する。株主総会についてもバーチャル会議を実施することが可能であることを明確化するために、本改正案は、会社の定款に別段の定めがない限り、バーチャル株主総会を開催できることを明確化する規定を追加することを提言している。

もともとバーチャル株主総会を開催することは、株主側に一定の懸念を生じさせる可能性がある。例えば、株主のインターネット接続環境が良好でない場合、株主は会議の一部を聞くことができなくなり、この点は株主にとって不利益となる可能性がある。この懸念に対処するため、本改正案は、現行の会社法 392 条 3 項を改正し、同法において認められている株主総会決議無効の訴えの対象にバーチャル会議を含めることを明確化する必要があると提言している。

² 本改正案においては「Digital Meeting」との用語が使われているが、日本においては一般的に「バーチャル会議」との用語が使われているため、本稿においては「バーチャル会議」を使用している。

³ なおコロナ禍の現状を踏まえ、法務省 (Ministry of Law) がバーチャル株主総会を明示的に認める旨の政令を制定している (COVID-19 (Temporary Measures) Act 2020、COVID-19 (Temporary Measures) (Alternative Arrangements for Meetings for Companies, Variable Capital Companies, Business Trusts, Unit Trusts and Debenture Holders) Order 2020)。

(2) 株券の電子化

現行会社法の下では、株主に物理的な株券を発行することが義務付けられている。過去に会社法の見直しが実施された際にも、物理的な株券を発行することを義務付けることは妥当でなく、個々の会社の判断で、株券の電子化を認めるべきであると提案されていた。しかし、特に非上場企業にとって物理的な株券は株式の所有権の証明に関して重要な証拠となることから、当該要件は維持することとされてきた。他方、上場企業においては、物理的な株券に関する不都合は、シンガポール取引所(SGX)の子会社であるシンガポール証券中央預託機関(Central Depository, SGX で取引される証券の決済と証券預かり業務を行う。)のみが物理的な株券を保管することとし、株式の取引は振替によって行う方法によって是正されてきた。

本改正案では、株券の発行主体が非上場会社である場合であっても、株券の電子化を認めるメリットがあると認定している。したがって、本改正案は、すべての企業(上場又は非上場)に株券の発行を廃止する選択肢を与える旨の規定を設けることを提言している。当該規定により、企業は株式を電子化するかどうかを柔軟に決定できるようになる。なお現行法上、非公開会社⁴に関しては ACRA が株主名簿の管理を行っており、これに加えて物理的な株券の発行が必要とされていたが、物理的な株券を廃止することにより株式発行、譲渡に関する実務が簡素化されると考えられる。

3. 小規模企業における財務報告義務の軽減

現行会社法においては、休眠会社を除くすべての企業は、計算書類を作成しなければならないと規定されている。しかし、かかる計算書類の作成義務は、小規模企業にとっては多大な負担となりうる。そこで、本改正案では、非公開の小規模企業については、包括利益計算書及び財政状態計算書のみで構成される簡易計算書類の作成及び提出、並びに、特定の重要な事項の開示を行えば、その他の計算書類の作成等は不要とする旨の規定を置くことを提言している。ここでいう小規模企業とは、過去2年の会計年度分の各年間総収益及び総資産がそれぞれ50万ドル以下の企業をいう。財務報告の要件を緩和する合理性としては、上記の2つの書類が計算書類の主要な構成要素であり、当該書類の作成、提出により、企業の財務状況に関する十分な情報を株主に提供できる点にある。

4. 新株発行、株式の消却又は株主総会決議によらない増資・減資

現行の会社法における増資に関する規定は、会社が新株を発行することなく、追加の出資を受けて増資を行ったり、利益を資本化することができるか否かについて明確な規定を置いていない。このような規定が存在しないことにより、特定の資金調達取引を妨げる可能性がある。例えば、機関投資家の中には、企業が一定の財務目標を達成した場合には、当該投資家が当初の出資に加えて、追加で資金を拠出する旨の契約を締結することを希望するものもいることが考えられる。しかしながら、かかる追加出資に伴い新規の株式を発行しなければならないとすると、既存株主等も含め関係者が企図していた持株比率が維持できなくなる可能性がある。

また現行法では、増資を行う場合には、株主総会の通常決議(議決権の50%超の賛成)が必要である。しかしながら、仮に新株を発行せずに増資することが可能であるとした場合、既存株主の株式に関し希釈化が発生しないことから、かかる追加出資がなされても既存株主に対する影響は発生しない。この観点から、本改正案には、

⁴ 非公開会社とは株主数が50人以下、かつその会社の定款上で株式の譲渡制限が含まれていない会社をいう。

定款に規定を置けば、新株を発行することなく、また、株主総会の普通決議を要することなく、取締役会において増資を行い、又は、利益を資本化することを認める内容の提言が含まれている。

他方、現在のところ、会社法は、発行済株式を消却することなく減資することができるかどうかを明確に規定していない。既存株式の消却を伴わない減資を可能とすることのメリットは、既存の株券を廃棄して新たな株券を再発行する必要がなくなるため、減資をシンプルかつ効率的な方法で実施できる点にある(加えて端数の問題も生じないことになる。)。さらに、既存株主の持株比率も変更されない。もともと本改正案では、現行法においても株式を消却することなく減資を行うことができると解釈できるため、関連規定の改正に関する提言はなされなかった。結論として、本改正案では、この解釈を明確にするためのガイドラインを作成するかどうかについては、ACRA の検討に委ねることとされた。

5. おわりに

会社法の改正はシンガポールでビジネスを行っている企業にとって少なからず影響があるので、今後も改正の動向について本ニュースレターでお知らせする。

弁護士 <u>鈴木 洋介</u> 弁護士 <u>Akshay Kothari</u>

2. 【訴訟】在宅勤務下における訴訟の呼出状の送達について

1. 在宅勤務の実施

新型コロナウイルスの流行を受け、現在シンガポールでは、安全管理措置の一環として自宅での勤務が可能な業務については原則在宅勤務で行わなければならないこととなっている。そのため、多くの会社で従業員の出社の機会は激減しているが、オフィスへの出社を完全に停止した場合に思わぬトラブルが生じる可能性があることに注意が必要である。

今般、シンガポール法人を被告として提起された訴訟である *Genuine Pte Ltd v HSBC Bank Middle East Ltd* [2021] SGHC 104(「本判決」)において、被告が在宅勤務を実施していたため会社住所宛に届いた呼出状の確認が遅れた場合における送達の有効性について高等裁判所の判断が示された。本稿では本判決について紹介する。

2. 本判決の概要

本判決は、シンガポール法人である被告が Ministry of Manpower(「MOM」)からの通達に従い従業員を在宅勤務させていたところ、会社住所宛に送達されていた裁判所からの呼出状に気が付かず、反論がないものとして欠席判決を受けた事案について、当該送達の有効性についての判断が示された事案である。

本判決に関する事実関係は以下のとおりである。

- 2020年8月4日、原告が訴訟を提起し、被告の登記上の登録住所に呼出状が送達された。⁵
- 呼出状が送達された当時、シンガポールは経済活動再開フェーズ2(「フェーズ2」)であった。当時は殆どのビジネスについて営業の再開が許可されており、被告の事業もオフィスで業務を行うことが許されていた。しかし、被告は、(オフィスでの勤務が可能であったとしても)在宅勤務を原則とする旨のMOMの通達に従い、2020年9月まで在宅勤務体制を継続していた。
- 被告が在宅勤務体制を継続していた結果、呼出状が送達された時期の前後において、被告の登記上の登録住所にあるオフィスに出勤した者はおらず、被告は同年9月12日まで呼出状が送達されたことを知らなかった。
- 呼出状の送達を受けた被告は、送達後8日以内に出廷予定状⁶を裁判所に提出しなければならないところ、被告は送達の事実を知らなかったため、当該期限までに何等の対応も行うことができなかった。そのため、被告からは反論がないものとして欠席判決が下され、原告が勝訴した(第一審判決)。
- 被告は、原告が呼出状の送達について適切な手続を遵守していたとしても、送達は無効である旨主張して第一審判決の不服を申し出た。

本判決で、高等裁判所は、呼出状の送達はフェーズ2の開始から1.5か月後であったことから送達は有効であると判示した。呼出状が送達された時点では原則として在宅勤務とすべきとされていたものの、被告の従業員又は取締役がオフィスに出勤することは可能であったこと、また、原告は呼出状を送達する以前から被告に対し訴訟を開始する旨を警告していたことから、本件においては、被告は誰かしらをオフィスに出勤させ、注意を要する事項がないか確認する措置をとるべきであったものと判断された。

本判決では、MOMの通達に従って在宅勤務措置を取っていたとしても、裁判所の手続及び期限から訴訟当事者を免責する正当な理由にはならないという判断が示されたものであり、在宅勤務を導入している全ての企業に影響を与えるものといえる。

3. おわりに

現在、シンガポール国内において新型コロナウイルスの蔓延を抑制するための追加措置が取られており、再度のサーキット・ブレーカーが実施される可能性も否定できない。出勤規制についてこれからMOMがどのような立場を示すかは今後の感染状況次第であると思われるが、在宅勤務を原則としている会社においては、具体的な状況に応じてオフィスの状況を確認できるような体制を構築することが望ましいと思われる。特に、訴訟の可能性のあることを認識しているような場合には、オフィスへの郵送物について十分に注意を払う必要がある。

弁護士 <u>山本 純代</u> 弁護士 <u>Hannah Tay</u>

⁵ シンガポールにおける民事訴訟の第一審手続きは、原告が被告に対して呼出状(Writ of summons)等を送達して訴訟の通告を行うことにより開始する。

⁶ 被告が訴訟で反論する予定であることを示す文書。

3. 【契約・裁判例】ボイラープレート条項と口頭による契約条件の変更

1. はじめに

今日では、契約書ドラフト作成の際、効率性の向上や予期せぬ誤りなどを予防するため、定型的な契約条項である「ボイラープレート条項」を使用することが一般的である。かかる「ボイラープレート条項」のうち、口頭による契約条件の変更を禁止する条項(No-Oral Modification 条項)(「NOM 条項」)は広く使用されている。他方、商業上のニーズに迅速に対応するために、契約の変更・修正を口頭で行うことも実務上散見される。

シンガポールの上訴裁判所(Court of Appeal)は、*Charles Lim Teng Siang and another v Hong Choon Hau and another [2021] SGCA 43*(「本件」)において、かかるボイラープレート条項の詳細につき、注意深く検討することの重要性を再認識する状況に直面した。以下、本件の概要について説明する。

2. 事実の概要

本件において、上訴人らと被上訴人らは、上訴人らの株式を被上訴人らに売却する株式売買契約(「本 SPA」)を締結したが、同契約に基づいた株式譲渡は実行されなかった。そこで、上訴人らは被上訴人らに対し、本 SPA 違反を理由とする損害賠償請求を行った。

これに対し、被上訴人らは、本 SPA は、第一上訴人と第一被上訴人との間の電話での口頭の合意により、解除されたと反論した。

かかる反論に対し、上訴人らは、電話での契約解除の事実を否認した。加えて、上訴人らは、本 SPA 中の NOM 条項が、両当事者による又は両当事者のためになされた署名のある書面による別段の合意がなされた場合を除き、本 SPA の「変更、補足、削除、又は、修正」を禁止していると主張し、仮に被上訴人らが主張する口頭による契約の解除の事実があったとしても、当該 NOM 条項により無効とされるべきである、と主張した。

なお、本 SPA の NOM 条項(「本 NOM 条項」)は以下のように規定されている[下線は筆者による]:

第 XX 条 契約条件の変更 (Variation of Terms)

本契約、又は、その条件の変更、補足、削除、修正は、書面で行われ、各当事者、又は、各当事者の代理により署名がされない限り、有効とみなさない

(*No variation, supplement, deletion or replacement of or from this Agreement or any of its terms shall be effective unless made in writing and signed by or on behalf of each Party.*)

3. 上訴裁判所の判断

上訴裁判所は、本 SPA の「解除」(recission)は本 NOM 条項に規定されている 4 種類の契約変更(すなわち、契約の変更、補足、削除、修正)に含まれないとして、本 NOM 条項の対象外であると述べた⁷。更に、上訴裁判所は、両当事者が、口頭による契約解除の禁止を望んでいた場合、当該条項に明示的に規定することができた

⁷ *Charles Lim Teng Siang and another v Hong Choon Hau and another [2021] SGCA 43* at [29] - [30]

はずであったと述べた⁸。上訴裁判所は、契約の解除(recission)は契約の変更(modification)とは区別されるべきものである、という米国統一商事法典(the US Uniform Commercial Code)における解釈を支持した⁹。

他方、上訴裁判所は、NOM 条項の効力一般についても言及し、NOM 条項は、口頭による契約条件の修正をいかなる場合においても妨げるものではないと述べた。

すなわち、上訴裁判所は、(NOM 条項の存在にかかわらず)NOM 条項そのものを含む契約条件につき、両当事者の後の合意(書面のみならず、口頭の合意も含まれる)に従い変更することが認められるとした¹⁰。上訴裁判所は、NOM 条項の存在は、あらかじめ定められた契約条件の唯一有効な修正手段は書面による合意であると主張する場合における、「反証を許し得る推定」(rebuttal presumption)としての意味を有するに過ぎないとした上で¹¹、両当事者が、(契約締結後に)契約条件の変更を口頭で合意する際、NOM 条項によらないことを合意したであろうと認められる場合、当該口頭での変更合意は NOM 条項の存在にかかわらず有効であるとした(なお、両当事者が、実際に NOM 条項によらない旨を合意したことまでは必要ではない)¹²。もっとも、上訴裁判所は、かかる証明には、NOM 条項の存在によってもたらされる、口頭による変更合意はなされていないであろうという推定を覆す、より説得的な証拠(more cogent evidence)の提出が必要となる旨述べた¹³。

4. まとめ

- (1) 両当事者は、「ボイラープレート条項」の内容、特に NOM 条項の内容に注意を払うべきである。また、NOM 条項を解除にも適用したい場合、解除も対象になることを NOM 条項に明示するべきである。
- (2) 契約に NOM 条項が含まれる場合であっても、当事者同士の口頭による合意によって NOM 条項から逸脱する可能性があることを予め認識しておく必要がある。一方で、法廷で争うこととなった場合、NOM 条項を覆す、口頭に基づく契約条件の変更を主張するためには、説得的な証拠の提示が求められる。他方、仮に口頭の合意があったされる時点以降、当該合意を前提とするような両当事者の行動がみられるにもかかわらず、一方当事者が当該口頭合意に対する異議を申し立てる場合、当該異議は禁反言の法理(estoppel)に抵触するであろうと、上訴裁判所は指摘した。¹⁴

弁護士	<u>土門 駿介</u>
弁護士	<u>Akshay Kothari</u>
弁護士	<u>Varsha Krishnan</u>

⁸ Ibid, at [30]

⁹ Ibid, at [31]

¹⁰ Ibid, at [42] - [45]

¹¹ Ibid, at [38] and [61]

¹² Ibid, at [54]

¹³ Ibid, at [56]

¹⁴ Ibid, at [57]

4. 【訴訟】シンガポール国際商事裁判所における外国法人による本人訴訟

1. はじめに

訴訟の当事者となった人(自然人)は、弁護士に訴訟の代理を委任せずに、訴訟において、原告又は被告本人が自ら訴訟活動を行うこともできる。このように訴訟の当事者が自ら訴訟を行う場合を、一般的に本人訴訟という。では、会社が訴訟の当事者になった場合、自然人の場合と同様に、代理人に委任せず、自らが会社を代表して(会社の役職員を通じて)訴訟活動することはシンガポールで認められるのであろうか。

最近の裁判例である *Offshoreworks Global (L) Ltd v POSH Semco Pte Ltd [2021] 1 SLR 27*(「本裁判例」)において、シンガポールの上訴裁判所 (Singapore Court of Appeal、「上訴裁判所」) は、シンガポールの国外で設立された法人(「外国法人」)がシンガポール国際商事裁判所(Singapore International Commercial Court、「国際商事裁判所」)及び国際商事裁判所からのすべての上訴(「国際商事裁判所訴訟」)において、外国法人を代表して自ら訴訟活動することは禁止されていると判断した。

2. 本裁判例の背景

本裁判例では、マレーシアで設立された Offshoreworks Global (L) Ltd.(「上訴人」)が国際商事裁判所による判決に対して上訴した。上訴人の唯一の株主である業務執行取締役は、弁護士に依頼せず、自ら上訴人を代表して期日に出廷した。そこで、シンガポールの訴訟手続において、会社(特に外国法人)は、代理人弁護士に必ず委任しなければならないのか、それとも本人訴訟ができるのかということが問題となった。

3. 会社による本人訴訟の一般的禁止

会社は、シンガポールで設立されたか否かにかかわらず、裁判所における訴訟手続において、① 裁判所において訴訟を提起すること、又は ②被告として訴訟活動を行うことは、弁護士が代理しない限り、シンガポールの裁判所規則によって一般的に禁止されている、と上訴裁判所は判断した(「弁護士」とは、外国法事務弁護士を含む)。なお、裁判所規則における「裁判所」とは、シンガポール高等裁判所(High Court)又は地方裁判所(District Court)と定義されており、国際商事裁判所はシンガポール高等裁判所の一部門であるため、国際商事裁判所にも会社による本人訴訟の禁止が適用される。

4. 本人訴訟禁止の例外

裁判所規則では、会社による本人訴訟の禁止の例外が認められている。会社は、裁判手続において会社の役員が会社の代表として訴訟活動をする事について裁判所に許可を申し立てることができ、裁判所は、本人訴訟を許可することにより過度に不当な不利益が会社にないとみなせる場合に、このような許可を与えることができる。

ただし、関連規則では、この例外の対象となる「会社」を「シンガポールの会社法に基づき設立された会社」と定義している。したがって、シンガポールで設立された会社のみが裁判所に本人訴訟の許可を申し立てることができ、シンガポール会社法に基づいて設立されていない外国法人はこのような許可の申し立てができないことになる。上訴裁判所は、本裁判例において、外国法人の本人訴訟を認めるような解釈を色々と検討したものの、

結論として、①会社による本人訴訟の一般的な禁止は全ての国際商事裁判所訴訟に適用されること、②国際商事裁判所訴訟において、外国法人は例外に当てはまらない、つまり外国法人は裁判手続きにおいて本人訴訟の許可を得ることはできないという解釈を示した。

5. 規則改正への呼びかけ

上訴裁判所は、本裁判例において、現行の規則の下では、外国法人の本人訴訟を検討する機会が裁判所に与えられていないことを批判した。特に、現行の規則による外国法人に対する制限は、国際商事裁判所を設立した目的である「法律サービス部門を成長させ、シンガポール法の国際化と輸出の範囲を拡大すること」に反しているようだと言及し、多くの国際商事裁判所訴訟では、通常外国法人が1社以上参加しているため、本件の「やや不十分な結果(somewhat less than satisfactory result)」に遺憾の意を表明した。

このように検討したにもかかわらず、上訴裁判所は制定法の例外を認めることはせず、制定法どおりの結論とした。その代わりに、外国法人が本人訴訟をすることについて裁判所に許可を求めることができるよう、立法による適切な修正を促した。

6. おわりに

本裁判例は、国際商事裁判所訴訟における「外国法人」による本人訴訟の問題を中心に判決を出した。しかし、上訴裁判所が関連規則における「会社」の定義を認めた以上、この制限は国際商事裁判所訴訟だけでなく、高等裁判所及び地方裁判所における全ての訴訟に適用されることが予想される。

今後もシンガポールの裁判所にて本人訴訟の許可の申し立てができるのはシンガポール法人に限られることになるが、外国法人もシンガポールの裁判所で本人訴訟ができる機会が与えられるよう立法上の修正が期待される。

本稿に協力してくれた Faye-Anne Ho 氏に感謝する。

弁護士 <u>長田 真理子</u> 弁護士 <u>Akshay Kothari</u>
--

-
- 本ニュースレターは、DOP 法律事務所と共同で作成しています。当事務所のシンガポールオフィス (Anderson Mori & Tomotsune (Singapore) LLP)は、DOP 法律事務所と Formal Law Alliance による提携を行っております。Formal Law Alliance において、当事務所シンガポールオフィスと DOP 法律事務所は、各事務所がプラクティスできる資格を有する業務を行います。シンガポール法にかかる事項については DOP 法律事務所の弁護士がアドバイスを提供いたします。

 - ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記編集者までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
弁護士 長田 真理子(mariko.nagata@amt-law.com)
弁護士 レオン ライアン(leon.ryan@amt-law.com)
弁護士 アクシェイ コタリ(akshay.kothari@amt-law.com)
弁護士 デイビッド オン (davidong@dop.sg)
弁護士 アデリア オン (adaliaong@dop.sg)

 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。

 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。